

一般社団法人 日本不整脈心電学会認定 不整脈専門医認定更新に関する規則

第 1 条 日本不整脈心電学会は日本不整脈心電学会認定不整脈専門医（以下、学会認定不整脈専門医と表記する）のレベル保持のため、次の方式により認定更新制を施行する。

第 2 条 日本不整脈心電学会の認定を受けた不整脈専門医は、認定を受けてから 5 年を経たときに認定更新の審査を受けなければ、引き続いて学会認定不整脈専門医を呼称することはできない。

2. 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを 1 年とし、認定初年度のみ試験合格通知日から翌々年 3 月 31 日までを第 1 年度とする。

第 3 条 認定更新は、日本不整脈心電学会認定不整脈専門医認定制度委員会（以下、認定制度委員会と表記する）が行う。

第 4 条 認定更新は、毎年 1 回、学会ホームページに公告して行う。この公告には、認定更新申請に必要な提出書類や申請期日を記載する。

第 5 条 公告の記載事項に該当する学会認定不整脈専門医は、公告に従い、所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。

第 6 条 認定更新は、認定を受けてから 5 年間に認定制度委員会が指定した学術集会・学術講演会・その他の事業に参加し、単位数 50 単位を取得し、かつ資格更新委員会が指定した講座（以下、指定講座と表記する）を受講したものについて行う。

2. 第 1 項の 50 単位のうち 40 単位は学会主催の学術集会・学術講演会（第 7 条 1）ア. ～キ.）に参加し取得するものとする。ただし、留学などの事情により難しい場合には、資格更新部会が個別に判断する。

3. 日本循環器学会認定循環器専門医あるいはこれに準ずる学会認定専門医を更新していなければならない。

第 7 条 認定更新に必要な単位取得の対象となる学術集会・学術講演会とその単位数は、下記により計算する。

1) 日本不整脈心電学会が行う学術集会・学術講演会

ア. 日本不整脈心電学会学術大会への参加は 10 単位とする。筆頭演者は 2 単位加算する。

- イ. カテーテルアブレーション関連秋季大会への参加は、ライブセミナー1単位、公開研究会3単位、アブレーション研修セミナー1単位とする。公開研究会の筆頭演者は1単位加算する。
- ウ. 植込みデバイス関連冬季大会への参加は3単位とする。筆頭演者は1単位加算する。
- エ. 植込み型除細動器（ICD）／ペーシングによる心不全治療（CRT）合同研修セミナーへの参加は、1単位とする。
- オ. EPサマーセミナーへの参加は1単位とする。
- カ. 心電学関連大会への参加は3単位とする。筆頭演者は1単位加算する。
- キ. 日本不整脈心電学会が年度限定で行う学術集会・学術講演会の参加単位を認める。参加単位数は認定制度委員会が決定し、理事会に報告する。
- ク. 日本不整脈心電学会が実施する臨床研究プロジェクトへの参画を単位として認める。適応となるプロジェクトとその基準、単位数に関してはその都度公告する。

2) 日本不整脈心電学会以外が行う学術集会・学術講演会

- ア. 日本不整脈心電学会地方会への参加は3単位とする。筆頭演者は1単位加算する。
- イ. 関連学会 年次学術集会（別表Ⅰ）への参加は3単位とする。
- ウ. 認定制度委員会指定の学術集会（別表Ⅱ）への参加は2単位とする。
- エ. 認定制度委員会が認定したその他の不整脈関連学術集会（別表Ⅲ）への参加は1単位とする。

この不整脈関連学術集会の認定にあたっては、主催者が申請書、学術集会会則、プログラム1部を学会事務局へ郵送する。申請条件は不整脈学領域の学術集会であり、プログラムが事前に公表され、マルチセッション形式を整えているものとする。申請締め切りは12月末日とし、認定の可否は年度末までに主催者に通知される。新たに認定された不整脈関連学術集会に関しては、その年度を含む単位申告が認められる。

3) 学術論文掲載（筆頭著者のみ、学会抄録は含まない）

- ア. 『Journal of Arrhythmia』『心電図』への掲載は、英文で8単位、和文で4単位とする。
- イ. 認定制度委員会指定の学術誌（別表Ⅳ）への不整脈関連論文掲載は、英文で4単位、和文で2単位とする。
- ウ. 上記以外の学術誌（査読のある学術誌に限る）への不整脈関連論文掲載は、英文で2単位、和文で1単位とする。
- エ. 論文単位の加算は論文のアクセプト日とする。

第 8 条 認定更新に必要な指定講座については学会ホームページで公告する。この公告には、指定講座の詳細、受講方法、受講申請方法を記載する。

第 9 条 単位登録の手続きその他については以下の通りとする。

1) 日本不整脈心電学会が行う学術集会・学術講演会の単位登録は所定の方式で行う。これ以外の学術集会・学術講演会については自己申告とし、参加したことを証明する書類を添付すること。参加単位の登録手続きについては、学会ホームページで指示する。

2) 『Journal of Arrhythmia』および『心電図』への掲載論文については自己申告不要であり、学会事務局が一括して登録処理する。

3) 『Journal of Arrhythmia』および『心電図』以外の論文については、不整脈にかかわる学術的なものに限る。自己申告の際に論文第 1 頁のコピーを添付すること。

第 10 条 認定更新の申請期日までに、次の 5 条件すべての手続きを完了できない場合には、認定更新の保留を申し出ることができる。

[1] 50 単位の充足（うち 40 単位は学会主催の学術集会・学術講演会に参加し取得する）
および指定講座の受講

[2] 認定更新に関する申請書の提出

[3] 基本領域の資格証明書提出

[4] 認定更新年度までの会費納入

[5] 更新料の納入

1) 保留期間は認定期間終了後の 1 年間とする。

2) 保留期間内に上記 5 条件すべての手続きを完了した場合には、本来の認定更新日にさかのぼり認定を更新する。

3) 保留期間に取得した単位は更新後の単位には加算されない。

4) 保留期間中は学会認定不整脈専門医を呼称することはできない。

5) 傷病など特殊な事情により認定更新が困難である場合には、認定更新の保留申請書にその具体的な理由を記載し、証明書などを添付し提出する。その対処に関しては認定制度委員会が個別に判断する。

第 11 条 海外留学による単位取得を希望する場合には、所定の『留学による単位』自己申告書に留学先機関が発行した証明書（留学期日を明記）を添えて提出する。留学期間 1 カ月を 1 単位とみなし、これに留学期間（月数）を乗じる。例えば、留学期間が 2 年間であれば 24 単位となる。留学期間は 6 カ月を最小単位とする。

第 12 条 認定更新の単位付与が認められた研究プロジェクト参加者のうち、単位を希望する場合は、研究プロジェクト事務局に研究調書及び単位申請書を提出する。単位数については研究プロジェクト事務局が決定し、不整脈専門医認定制度委員会に申請する。

第 13 条 この更新に関する規則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。ただし、別表 I から IV の改定は、認定制度委員会限りで行うこととし、改定後すみやかに理事会に報告する。

第 14 条 委員会および理事会が社会的な非常事態と判断した場合には、この規則の第 2 条 1 項および 2 項、第 4 条 1 項、第 6 条 1 項について、期限を定めて変更することができる。変更された内容は、学会ホームページに公示し、会員に通知する。

第 15 条 認定更新の事務は、日本不整脈心電学会事務局において行う。

学会認定不整脈専門医認定更新 所定単位表

以下の方法にて5年間に50単位を取得することが、学会認定不整脈専門医の認定更新に必須である

対象者	単位加算対象	単位数	自己申告
参加者	日本不整脈心電学会 学術大会	10 単位 演者加算 2 単位	
参加者	カテーテルアブレーション関連秋季大会 ライブセミナー	1 単位 演者加算 1 単位	
参加者	カテーテルアブレーション関連秋季大会 公開研究会	3 単位 演者加算 1 単位	
参加者	カテーテルアブレーション関連秋季大会 アブレーション研修セミナー	1 単位 演者加算 1 単位	
参加者	植込みデバイス関連冬季大会	3 単位 演者加算 1 単位	
参加者	心電学関連大会	3 単位 演者加算 1 単位	
参加者	植込み型除細動器 (ICD) / ペーシングによる 心不全治療 (CRT) 合同研修セミナー	1 単位	
参加者	EP サマーセミナー	1 単位	
参加者	日本不整脈心電学会が年度限定で行う学術 集会・学術講演会	認定制度委員会 が決定	
参画者	日本不整脈心電学会が実施する 臨床研究プロジェクト	研究プロジェク ト事務局の申請 により決定	自己申告
参加者	日本不整脈心電学会 地方会	3 単位 演者加算 1 単位	自己申告
参加者	関連学会 年次学術集会 (別表 I)	3 単位	自己申告
参加者	認定制度委員会指定学術集会 (別表 II)	2 単位	自己申告

参加者	その他の不整脈関連学術集会（別表Ⅲ） （主催者による申請を要する）	1 単位	自己申告
筆頭 著者	『Journal of Arrhythmia』および『心電図』 掲載論文	英文 8 単位 和文 4 単位	
筆頭 著者	認定制度委員会指定の学術誌掲載不整脈関連 論文（別表Ⅳ） 不整脈にかかわる学術的な論文に限る。自己 申告の際に論文第 1 頁のコピーを添付する	英文 4 単位 和文 2 単位	自己申告
筆頭 著者	その他の学術誌掲載不整脈関連論文 査読のある学術誌に限る。不整脈にかかわる 学術的な論文に限る。自己申告の際に論文第 1 頁のコピーを添付する	英文 2 単位 和文 1 単位	自己申告
留学者	留学	1 単位×月数	自己申告

別表Ⅰ 関連学会 年次学術集会（3 単位）

Heart Rhythm Society
Asia-Pacific Heart Rhythm Society
Europace (European Heart Rhythm Association)/Cardiostim

別表Ⅱ 認定制度委員会指定学術集会（2 単位）

臨床心臓電気生理研究会
臨床不整脈研究会
ペーシング治療研究会
Venice Arrhythmia
International Symposium on Progress in Clinical Pacing
Boston Atrial Fibrillation Symposium
World Society of Arrhythmia (WSA)/Congress of International Society of Pacing and
Electrophysiology (ICPES)
European Cardiac Arrhythmia Society (ECAS)
International Society for Holter and Noninvasive Electrocardiology (ISHNE)
International Society of Electrocardiology (ISE)

別表Ⅲ 認定制度委員会が認定したその他の不整脈関連学術集会（1単位）

【2013年度より単位認定】多摩不整脈研究会，埼玉不整脈ペーシング研究会，仙台臨床心臓電気生理研究会，失神研究会

【2014年度より単位認定】Chiba Arrhythmia，アブレーションカンファレンス，臨床難治性不整脈研究会，天保山ハートクラブ，大阪臨床不整脈カンファレンス，関東アブレーションフロンティア，山形不整脈研究会

【2015年度より単位認定】阪神アブレーション電気生理研究会，両毛不整脈セミナー，福岡山口臨床不整脈研究会，東京アブレーションフォーラム，京滋奈良ハートリズム研究会，神奈川不整脈研究会

【2016年度より単位認定】特発性心室細動研究会，中国四国不整脈研究会

【2017年度より単位認定】Live Demonstration in KOKURA, Catheter Ablation Course for AF(CACAF)，信州不整脈研究会，福島不整脈懇話会

【2018年度より単位認定】中国臨床不整脈談話会，西日本心臓電気生理研究会，九州不整脈研究会

※この不整脈関連学術集会の認定にあたっては、主催者が申請書に必要事項を記入後、学術集会会則、プログラム1部を添えて事務局へ郵送する。申請条件は不整脈学領域の学術集会であり、プログラムが事前に公表され、マルチセッション形式を整えているものに限る。

別表Ⅳ 認定制度委員会指定学会誌・学術誌（英文4単位、和文2単位）

Circulation Journal（日本循環器学会）

Journal of Cardiology（日本心臓病学会）

Pediatric Cardiology and Cardiac Surgery（日本小児循環器学会）

日本心臓血管外科学会雑誌（日本心臓血管外科学会）

General Thoracic and Cardiovascular Surgery（日本胸部外科学会）

臨床心臓電気生理（臨床心臓電気生理学研究会）

Circulation-branded Journals (AHA), Circulation Research (AHA)

Journal of the American College of Cardiology (ACC)

European Heart Journal (ESC), Europace (EHRA)

Heart Rhythm (HRS)

Journal of Cardiovascular Electrophysiology

Journal of Interventional Cardiac Electrophysiology (ECAS)

Journal of Thoracic and Cardiovascular Surgery (AATS)

Annals of Electrocardiology (ISHNE)

Journal of Electrocardiology (ISE)

※不整脈にかかわる学術的な論文に限る。自己申告の際に論文第1頁のコピーを添付する。

2011年8月1日制定
2011年12月14日施行
2012年9月25日施行
2012年10月25日施行
2013年10月11日施行
2014年7月24日改定
2015年7月28日改定
2015年12月13日改定
2016年7月14日改定
2017年2月4日改定
2018年3月1日改定
2019年3月12日改定
2019年7月24日改定
2019年12月14日改定
2020年6月20日改定